

2021年2月吉日

JSA 群馬県登録 会員 各位

日本スカイランニング協会
代表理事 松本 大

群馬県スカイランニング協会(G-SKY)設立総会のご案内

平素はJSAの業務に対しまして格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。早くも立春を迎えましたが、新型コロナウイルスにはいまだ気が抜けない状況でありますので、早い終息に向かってともに頑張っていきましょう。

さて、群馬県内でのスカイランニングの普及を振興すべく、群馬県スカイランニング協会(G-SKY)の設立にむけて、昨年より立候補して下さった設立委員を中心に準備を進めてきました。

本来でしたら、一堂に会しまして設立総会を実施すべきところなのですが、コロナ禍が続く状況のため、WEBフォームにご回答いただく形での総会実施という結論に至りました。

総会成立のためには、議決権を有する会員様の3分の2以上のご回答が必要となります。皆様お忙しいことと存じますが、何卒ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

<回答フォーム> [URL をこちらに記載する](#)

<回答期間> 2021年2月22日(月)～2月28日(日)

<議 題>

第1号議案 群馬県スカイランニング協会定款(案)承認の件【資料1】P3-

第2号議案 会員登録に関する規程(案)承認の件 【資料2】P10-

第3号議案 役員(案)承認の件 【資料3】P12

第4号議案 2021年度 事業計画(案)承認の件 【資料4】P13

第5号議案 2021年度 予算(案)承認の件 【資料5】P14

※定款に従い、本総会の議長は設立委員長の松本が務めます。

群馬県スカイランニング協会 (G-SKY) 設立 趣意書

令和3年2月吉日

群馬県スカイランニング協会設立委員長 松本 大

2013年に日本スカイランニング協会(JSA)が発足したことで、全国的なスカイランニングの事業が展開されるようになりました。群馬県内でも公式戦や行事が実施されてきており、人口当たりの会員数では全国でも上位であります。また、県内からは日本を代表する選手が多数輩出されてきました。地勢に恵まれた我が県には、日本におけるスカイランニングの先進地域としてのポテンシャルが十分に備わっているといえます。

また、国際スカイランニング連盟(ISF)は将来的な国際オリンピック委員会加盟(IOC)に向けて、国際スポーツ団体連合(GAISF)への加盟申請をしております。日本国内でも日本スポーツ協会(JSPO)や日本オリンピック委員会(JOC)への加盟に向けて、都道府県単位での地域組織づくりを進めるべきタイミングとなっております。

今まで、県協会という地縁の組織が無かったことにより、群馬県内でのスカイランニングの普及は個人・クラブ単位での活動に頼るものでありました。特に、登山のノウハウや交通の手段をもたない若い世代への普及は限定的なものとなっていました。また、依然として、群馬県内でのスカイランニングの知名度や社会的な価値については低いままであり、これは向上の余地しかありません。

この度、群馬県協会を設立することで、群馬県内でのスカイランニングの普及のペースを一気に加速させ、選手の活動支援、及び、会員相互の交流機会の幅を広げていきます。そして、日本国内におけるスカイランニングの先進地域としての地位を固めてまいります。さらには、群馬県スポーツ協会への加盟を目指し、将来的には群馬県を代表する一流・地域・生涯スポーツとしての地位と支持を得られるよう努めてまいります。

地域のシンボルへ駆け登るスカイランニングは、心身の鍛錬のみならず、故郷の美しさや素晴らしさを知ることのできるスポーツであります。群馬県スカイランニング協会は地域に貢献すべく、故郷への誇りや未来への希望を県民の皆様に醸成する活動を行ってまいります。つきましては、県協会の設立の趣旨をご理解いただき、お力添えを賜りたく存じます。

補足説明：定款（ていかん）は、協会を運営していく為の基本的規則を定めたものです。

【資料1】

群馬県スカイランニング協会定款(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は「群馬県スカイランニング協会」と称する。英文では“Gunma Skyrunning Association”と表示し、“G-SKY”と略称する。

(事務所)

第2条 当会の主たる事務所は、群馬県嬭恋村に置く。

(目的)

第3条 当会は、スカイランニングを通じて、群馬県における山岳文化の普及及び振興並びに 会員相互の支援及び交流を図り、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)スカイランニングに関する大会等の事業
- (2)スカイランニングに関する競技力・指導力の向上のための事業
- (3)スカイランニングの社会的価値を高めるための事業
- (4)会員の相互交流・支援に関する事業
- (5)前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

2 前項の事業については、主に群馬県内において行うものとする。

(機関の設置)

第5条 当会は理事会を置く。

第2章 構成員

(構成員)

第6条 当会の会員は、一般社団法人日本スカイランニング協会の会員のうち群馬県の在住者として登録されている者をもって構成する。

(経費等の負担)

第7条 会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納期までに納入しなければならない。

2 前項の納期については、理事会において別途定める。

(任意退会)

第 8 条 会員は、他の都道府県協会へ移籍した場合、または一般社団法人日本スカイランニング協会の退会により、当会を自動退会する。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の特別決議によって当会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 第 9 条及び前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)会費の納入が納期から継続して1年以上されなかったとき。
- (2)当該会員が死亡したとき。
- (3)当会が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第 9 条、第 10 条及び前条の規定によりその資格を喪失したときは、当会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第 12 条 当会は、会員の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等を記載した会員名簿を作成する。

第 3 章 会員総会

(会員総会)

第 13 条 当会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

2 会員総会はこの定款に規定する事項及び理事会において会員総会に付議すると認めた事項について議決をする。

(招集)

第 14 条 会員総会の招集は、理事会の議決により決定し、代表理事が招集する。

2 会員総会の招集通知は、開催日の1週間前までに各会員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該会員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第19条 当会は、次の各号の役員を置く。

(1)理事 3名以上10名以内

(2)監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事会の決議によって理事の中から定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体(公益会を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで

は、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この会の業務の執行を決定する。

2 代表理事は、当会を代表理事し、その業務を執行する。

3 理事は、代表理事を補佐し、当会の業務を執行する。また、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(役員報酬等)

第 23 条 役員はその地位にあることのみをもって給与の支給を受けることはできない。ただし、当会に対する貢献度等を加味したところで、会員総会において相当と認められた場合には、総会の決議により報酬を受けることができる。

2 理事会は、役員に給与の支払いを行うことを相当と判断した場合には、会員総会の議決事項とする。

(取引の制限)

第 24 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、会員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1)自己又は第三者のためにする当会の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当会との取引

(3)当会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当会とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 25 条 当会は、役員的一般会法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 当会に理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事で構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1)当会の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事の選任及び解任

(4)その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第 28 条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ代表理事の指名した順序により、他の理事が理事会を招集する。

3 代表理事が欠けた場合は、理事会は速やかに理事の補充及び代表理事の選任を行う。

4 前項の理事及び代表理事の任期は前任者の任期満了までとする。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その決議に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名及び押印しなければならない。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 31 条 当会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の会員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、会員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 34 条 当会は、会員総会において、総正会員の半数以上であつて、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第 35 条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団会の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる会又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当会は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 36 条 当会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び有識者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 37 条 当会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

5 事務局の職員の給与に関しては、別途定めることとし、代表理事が理事会の承認を得て決定する。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 38 条 当会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

第 39 条 当会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、個人情報保護法に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 附則

- 1 当会の最初の事業年度は、当会成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- 2 当定款は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

補足説明：会員登録に関する規程には、会員の種別や会費等の取り決めが定められています。

【資料2】

会員登録に関する規程(案)

(目的)

第 1 条

この規程は、群馬県スカイランニング協会(以下「当会」という)の会員登録に関して必要な事項を定めるものである。

(入会等の手続き)

第 2 条

当会への入会は公式ホームページの登録フォームより事務局へ入会申請をする。理事の承認後、第5条・第6条に定める入会金と会費の納入を確認した上で、会員の資格を得るものとする。

(会員の種別)

第 3 条

1. 会員の種別は次の通りとする。

(1) 個人会員

(2) 団体会員

(3) ユース会員 (24 歳未満)

(4) ジュニア会員(18 歳未満)

2. 団体会員とは当会に正加盟するクラブチームに所属する当会の会員である。

3. ジュニア会員は準会員とし、議決権を有しない。

(名簿への登録)

第 4 条

1. 入会を認められた会員は、本協会の会員名簿に登録される。会員名簿は本協会の事務局で保管する。

2. ジュニア及びユース会員は当該年度の満年齢により区分される。

(入会金)

第 5 条

1. 定款第 7 条に定める入会金は、以下のとおりとする。

(1) 個人会員 4000 円

(2) 団体会員 4000 円

(3) ユース会員 2000 円

(4) ジュニア会員 2000 円

2. 過去に退会届を提出し退会した会員が再入会を希望する場合は、入会金の納入を免除する。

(年会費)

第 6 条

定款第 7 条に定める年会費は、以下のとおりとする。

- | | |
|------------|--------|
| (1) 個人会員 | 6000 円 |
| (2) 団体会員 | 5000 円 |
| (3) ユース会員 | 2000 円 |
| (4) ジュニア会員 | 0 円 |

(会費の納入期日)

第 7 条

1. 当会の会員は、その事業年度の会費を所定の方法により、5 月末日までに納入しなければならない
2. 新規会員は、入会申請の期日から 1 カ月以内に入会金及び会費を納入しなければならない

(会費の用途)

第 8 条

第 5 条の入会金及び第 6 条の会費は、当該年度の法人会計事業に使用する

(退会)

第 9 条

1. 会員が退会しようとするときには、退会届を事務局まで提出しなければならない
2. 退会の申し出がない限りは、会員登録は年度更新時、自動的に継続となる

(補則)

第 10 条

この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事会が別に定める

(改廃)

第 11 条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う

(附則)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

【資料3】

役員(案)

理事	松本 大	(孺恋村)	※代表 / 競技委員長
	松本 直幸	(長野原町)	※副代表 / 強化委員長
	松本 陽介	(伊勢崎市)	
	峰岸 良真	(桐生市)	
監事	片山 洋平	(太田市)	

※補足:事務局は次のメンバーで構成する予定。事務局員は代表理事が理事会の承認を得て任免します。

事務局 長谷川 香奈子(東吾妻町)※事務局長

大川 秀之 (中之条町)

須藤 貴紀 (高崎市)

川崎 義孝 (館林市)

事務局の所在地は

〒377-1404 群馬県吾妻郡孺恋村鎌原 1529-384

となる予定です。

【資料4】

2021 年度事業(案)

①競技会(群馬シリーズ)主管

- 第1戦 5月30日 みなかみ町 奈良俣158スカイラン
 - 第2戦 8月 7日 嬭恋村 嬭恋スカイラン(スカイエピック/VERTICAL)
 - 第3戦 8月 8日 嬭恋村 嬭恋スカイラン(スカイエピック/SKYRACE)
 - 第4戦 8月22日 東吾妻町 THE 岩櫃城忍び登山
 - 最終戦 12月中旬 桐生市 ※大会名未定/吾妻山で開催予定
- ※競技ルールの詳細は別途定める
- ※G-SKY 会員は全戦で参加費 30%オフ(嬭恋スカイラン全 4 戦も 30%オフ)

②練習会・懇親会

- 春 季 4月11日 渋川市 十二ヶ岳登山と小野上温泉センター親睦会
- 夏 季 6月27日 嬭恋村 浅間山外輪山 2000m級山頂制覇数チャレンジ
- 秋 季 8月28・29日 嬭恋村 万座温泉(1泊2日)※全日本選手権(志賀高原)対策
- 冬 季 2022年1~2月 桐生市周辺の山岳で実施

③選手及びサポートスタッフの派遣

- 4月3・4日 全日本選手権/スカイスノー(嬭恋)
- 8月8・9日 全日本選手権/ジュニア(嬭恋)
- 10月9・10日 全日本選手権/スピード・VK(尾瀬)
- 10月17日 全日本選手権/SKY・ULTRA(志賀高原)

④その他

- ※適宜、理事会にて検討してまいります

【資料5】

2021 年度予算(案)

【収入の部】-----275, 000円

(内訳)

・年会費-----225, 000円

個人会員 17人 ×6000円 =102, 000円

団体会員 19人 ×5000円 = 95, 000円

ユース 14人 ×2000円 = 28, 000円

ジュニア 4人 × 0円 = 0円

・群馬シリーズ戦公認料----- 50, 000円

【支出の部】-----275, 000円

(内訳)

・JSA 加盟料-----112, 500円

・群馬シリーズ経費----- 65, 000円

JSA への支払い----- 50, 000円

審判謝金----- 15, 000円

・合宿費・選手強化費----- 30, 000円

・備品製作----- 30, 000円

・事務費----- 30, 000円

・予備費----- 7, 500円

※JSA 加盟料は「入会費・年会費の 50%」と JSA 加盟団体規程により定められています